

総社市告示第12号

総社市いきいき福祉基金助成事業実施要綱（平成17年総社市告示第20号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 福祉有償運送とは、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。）第49条第2号に規定する輸送をいう。 (3)及び(4) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 福祉有償運送とは、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。）第49条第3号に規定する輸送をいう。 (3)及び(4) 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。